

居宅介護支援事業所における 虐待防止のための指針

フラステーション株式会社
フラステーション居宅介護支援事業所

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

本指針は、介護保険法及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）の趣旨に基づき、フラステーション居宅介護支援事業所（以下「当事業所」という。）が行う居宅介護支援事業において、利用者の尊厳の保持・人権の擁護を図るとともに、高齢者虐待の発生を防止し、早期発見・早期対応に努めることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条

1. 当事業所の全職員は、利用者の尊厳を守り、いかなる理由においても虐待（身体的虐待、ネグレクト（介護等放棄）、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待）を行ってはならない。
2. 当事業所は、高齢者虐待が利用者の人権を著しく侵害する行為であることを深く認識し、虐待防止に関する体制整備と職員の意識啓発に努める。
3. 当事業所は、居宅介護支援事業者として、利用者の生活を支える他サービス事業者と連携し、地域における虐待防止に寄与する責務を有する。

(居宅介護支援事業所における虐待の固有性)

第 3 条

当事業所は、直接的な身体介護を行わない特性を踏まえ、特に以下の行為が虐待に該当しうることを認識し、防止に努める。

(1) 心理的虐待：利用者の意向や自己決定を無視したケアプランの作成、人格を否定する言動、威圧的な態度での面談や連絡調整。

(2) ネグレクト（介護等放棄）：必要なアセスメントやモニタリングの怠慢、必要なサービス調整を行わないことによる利用者の心身状態の悪化の放置。

(3) 経済的虐待：利用者の意向に反し、特定のサービス事業所へ不必要に誘導すること（利益相反）、その他ケアマネジャーの立場を利用し不当に財産上の利益を得ること。

第2章 虐待防止のための体制

(虐待防止委員会の設置)

第4条

1. 虐待の防止及び発生時の迅速かつ適切な対応を検討するため、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、管理者、その他の職員【事務員含む】をもって構成する。
3. 委員会の委員長は【管理者】が務める。
4. 委員会は、年【1】回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する。
5. 委員会の検討事項は以下の通りとする。

- (1) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備・見直し
- (2) 職員研修の企画・実施
- (3) 虐待（疑い含む）事案の発生原因の分析と再発防止策の検討
- (4) その他、虐待防止に必要な事項

(虐待防止担当者の選任と役割)

第5条

1. 虐待防止に関する取り組みを実効性のあるものとするため、虐待防止担当者を1名選任する。
2. 当事業所の虐待防止担当者は【管理者】とする。
3. 虐待防止担当者の役割は以下の通りとする。

- (1) 本指針及びマニュアルの全職員への周知徹底
- (2) 委員会との連携、運営
- (3) 職員からの虐待（疑い）に関する相談・報告の受付
- (4) 行政（市町村）への通報・届出

第3章 虐待の防止及び対応

(職員研修の実施)

第6条

1. 管理者は、全職員に対し、高齢者虐待防止に関する基礎的内容（法令、虐待の定義、発生時の対応等）及び、居宅介護支援業務に潜む虐待リスクに関する研修を、年【1】回以上実施する。
2. 新規採用時には、虐待防止に関する研修を実施する。
3. 研修の実施内容は「研修記録簿」に記録し、保管する。

(虐待等の早期発見と報告・通報義務)

第7条

1. 職員は、日々の業務（訪問、電話対応、他機関との連携等）において、利用者本人又はその家族、他のサービス事業者による虐待（疑いを含む）を早期に発見するよう努めなければならない。
2. 職員は、当事業所内における虐待（疑い）を発見した場合、または利用者から虐待（疑い）の相談を受けた場合は、速やかに虐待防止担当者または管理者に報告しなければならない。
3. 報告を受けた虐待防止担当者及び管理者は、事実関係の確認を行う。
4. 高齢者虐待防止法に基づく「通報義務」を遵守し、虐待（疑い）事案を把握した場合は、速やかに市町村に通報する。通報した職員が不利益な扱いを受けないよう、管理者は最大限配慮する。

(虐待発生時の対応)

第8条

虐待（疑い）事案が発生した場合、管理者は委員会の開催を指示し、虐待防止担当者と連携の上、速やかに以下の対応を行う。

- (1) 事実関係の確認と記録
- (2) 市町村への通報・届出
- (3) 利用者の安全確保（サービス調整、関係機関との連携）
- (4) (4_（※養護者による虐待の場合は）_市町村や地域包括支援センターと連携し、養護者支援の視点も持って対応する。
- (5) 再発防止策の策定と実施

(苦情解決体制の整備)

第9条

1. 利用者及びその家族からの虐待に関する苦情・相談に迅速かつ適切に対応するため、事業所内に苦情受付窓口（担当：【管理者】）を設置し、周知する。
 2. 苦情及び相談内容は記録し、その解決経過を明らかにする。
-

第4章 その他

(プライバシーの保護)

第10条

虐待に関する相談・報告、事実確認、通報等にかかる業務において知り得た個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(指針の周知と見直し)

第11条

1. 本指針は、全職員に配布または事業所内の見やすい場所に掲示することにより周知徹底を図る。
2. 本指針は、委員会の検討を経て、必要に応じて見直しを行うものとする。